

＊ 〔「措置の分類」の凡例〕
a：全国規模で対応、b：全国規模で検討、c：全国規模で対応不可、d：現行制度下で対応可能、e：事実誤認、f：税の減免等に関するもの
＊ ＊ 〔「措置の内容」の凡例〕
Ⅰ：法律上の手当てを必要とするもの、Ⅱ：政令上の手当てを必要とするもの、Ⅲ：省令・告示上の手当てを必要とするもの、Ⅳ：訓令又は通達の手当てを必要とするもの

←―― 法・制度所管省庁回答内容							――→ 要望内容								――→	
＊ ＊ ＊																
管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望事項 (事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)		
z11013	財務省	関税法第67条3～11、関税法施行令第59条の6、関税法施行規則第9条	特定輸出申告は、その申告に係る貨物が置かれた場所を管轄する税関官署に対して行う必要がある。 特定輸出者の承認申請においては、法令遵守規則 (コンプライアンスプログラム) を定めていることが要件となっている。 輸出に際して減免税手続を行う必要がある貨物については、原則として特定輸出申告制度の適用対象外となっている。	①及び③ ②:d ④:b, e	①:Ⅰ ②:Ⅰ ③:Ⅳ ④:Ⅱ	1. 特定輸出申告制度については、本年3月に導入されたばかりであるが、今後、同制度の運用状況等を見極めながら、利用者の利便性の向上と的確な制度運用の確保とを勘案しつつ、必要に応じた見直しを実施することとしたい。 2. 包括事前審査制度については、今後の特定輸出申告制度の見直しを検討する中において、その廃止を含め、当該制度のあり方を検討する必要があると考えている。 3. また、税関に提出する法令遵守規則 (コンプライアンス・プログラム) は、申請者が法令遵守のための社内規則を既に定めている場合において、当該社内規則に特定輸出申告に係る事項 (輸出通関手続、貨物管理等) が満たされていれば、これを法令遵守規則として取り扱うこととしており、経済産業省のコンプライアンス・プログラムとの一本化が可能となっている。 4. なお、輸出申告の際に減免税手続を要する貨物のうち、いわゆる「リターナブルコンテナ (通い箱)」については、現行制度上、特定輸出申告制度の利用が可能となっている。	(社) 日本経済団体連合会	特定輸出申告制度の改善 (新規)	特定輸出申告制度により多くの荷主が参加できるよう、次の点を要望する。 ①特定輸出申告は、貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に申告を行うとされているが、積込港を管轄する税関官署への申告も可能すべきである。 ②特定輸出者となるための条件として、財務省が提示する社内コンプライアンスプログラムの整備を求めているが、同様のコンプライアンスプログラムは既に経済産業省から求められている。一本化を図るべきである。 ③特定輸出申告制度の施行を受けて、包括事前審査制度は今後3年間かけてその存廃を含めて検討を行うとなっているが、特定輸出申告制度ではカバーすることは難しい。包括事前審査制度は現状通り残し、特定輸出申告制度は独立して制度内容の検討を進めるべきである。 ④リターナブルコンテナを利用する場合など、輸出申告の際に関税の減免又は払戻しに関する手続を要する貨物は特定輸出申告制度の適用除外となっているが、一律に除外するのではなく可能な限り特定輸出申告制度の対象とすべきである。	(※) その前提で特定輸出申告制度の目的を実現できるようあるべき姿を官民協力して検討するべきである。 ④環境に配慮した物流実現のため、使い捨てとなる段ボールやパレットに替わってプラスチック製リターナブルコンテナ (通い箱) の導入が推進されているが、これらの利用に際しては輸出申告時に免税手続を要するため、現状では特定輸出申告制度の対象外となる。	①特定輸出申告において、書類審査または貨物検査になった場合には、現状では貨物の蔵置場所を管轄する税関官署へ書類を提出または貨物を持ち込む必要が生じる。実際にそのような状況が発生する可能性は低いと考えられるが、特定輸出者としてはそのことも想定した通関会社の選定や対応を考慮する必要がある、また何らかの理由で港への貨物搬入後に輸出を取り止める場合にも申告した税関官署に輸出許可の取り消しを求めることになり、これらが新たな制約となる。 ②企業によっては、既に輸出入管理規則を制定し、経済産業省へ届出ている。特定輸出申告制度に参加するためには、経済産業省に加えて財務省が求めるコンプライアンスプログラムの内容を検討し、両方をカバーできるよう現行の管理規則を修正しなければならないが、そのような2重管理は回避すべきである。 ③特定輸出申告制度は、その目的から考えて適用除外とせざるを得ない貨物が多く発生する可能性が高く、輸出貨物を広くカバーしている包括事前審査制度に取って代わる制度となることは難しい。早い段階で包括事前審査制度の存続を確認し、(※)	関税法第67条3～11 同施行令第59条の6 同施行規則第9条	財務省関税局	2006年3月より特定輸出申告制度が措置された。この制度は、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成することを目的としており、コンプライアンスの確保等を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者 (特定輸出者) については、保税地域に貨物を入れないで輸出申告を行い、輸出の許可を受けることを可能にすると共に、輸出者のコンプライアンスを審査及び検査に反映させようとするものである。制度の普及を推進している財務省関税局は、特定輸出申告については輸出手続にかかるリードタイムの短縮や仕入書等の輸出申告書類の簡素化といったメリットを強調しているが、現実には利用しやすい条件が整えられていないため、企業にとって参加するメリットが期待できない。		
z11014	財務省	関税法第67条、第67条の2	貨物を輸出しようとする者は、税関長に輸出申告し、許可を受けなくてはならない。また、輸出申告は、原則として、申告に係る貨物を保税地域に入れた後に行うこととされている。	c	-	1. 関税局・税関においては、物流セキュリティの強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成するため、コンプライアンス等の確保等を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた輸出者 (特定輸出者) については、保税地域に貨物を入れないで輸出申告 (特定輸出申告) をし、輸出の許可を受けることを可能とする特定輸出申告制度を本年3月1日から導入しているところである。 2. 輸出貨物については、武器、テロ関連物質等の不正輸出を取り締まるため、必要に応じて検査等を行うことが不可欠なことから、許可制を維持することが適当である。 3. なお、諸外国においても、輸出につき届出制を採用している米国を除けば、EU諸国等においては、特定の場所に貨物を搬入した後輸出申告を行い、輸出の許可を受けることが必要とされており、我が国と同様の制度となっている。	(社) 日本経済団体連合会	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入	輸出通関の保税搬入原則を廃止し、輸出通関を許可制から届出制にすべきである。		①輸出貨物の保税搬入原則があるため、輸出のリードタイムが延び、グローバルSCMオペレーションの効率性が上がらず、わが国輸出企業の国際競争力向上にとって障害となっている。 ②輸出の届出制導入による手続簡素化により、使い勝手の良い貿易手続電子システム、物流システムの構築に道を拓くことになる。 ③欧米先進国、韓国、香港、シンガポールなど主要アジア諸国では、輸出通関は許可制ではなく届出制となっており、輸出貨物の保税搬入原則はない。すなわちわが国輸出通関制度は諸外国に例を見ない特異な内容となっている。貿易立国を標榜するわが国の輸出通関制度もグローバル・スタンダードに沿うものにする必要がある。 ④なお、9.11同時多発テロ事件を契機として、米国の24時間事前申告ルールの導入などサプライチェーン・セキュリティ強化プログラムが実施されているが、諸外国では届出制のままセキュリティ管理プログラムを実施していることから、わが国においても輸出通関の届出制の下で、セキュリティ強化と貿易手続・物流の効率化を両立することは可能である。	関税法第67条、第67条の2	財務省関税局業務課	わが国の輸出通関申告制度は下記の内容となっている。 ①税関長の許可を得て船積・出荷 (輸出) する。 ②輸出通関申告は、保税地域に輸出貨物を搬入しなければ申告できない。		

* 〔「措置の分類」の凡例〕
a: 全国規模で対応、b: 全国規模で検討、c: 全国規模で対応不可、d: 現行制度下で対応可能、e: 事実誤認、f: 税の減免等に関するもの
** 〔「措置の内容」の凡例〕
Ⅰ: 法律上の手当てを必要とするもの、Ⅱ: 政令上の手当てを必要とするもの、Ⅲ: 省令・告示上の手当てを必要とするもの、Ⅳ: 訓令又は通達の手当てを必要とするもの

←―― 法・制度所管省庁回答内容						――→ ←―― 要望内容								――→	
* **															
管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望事項 (事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)	
z11015	財務省	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外に臨時の執務を求める場合には、臨時開庁手数料を納付し、税関長の承認を受けなければならない。	通関体制:d 臨時開庁手続き・手数料:c	-	1. 航空貨物の通関については、成田空港、関西国際空港及び中部空港の税関官署において24時間体制で通関業務を処理しており、海上貨物の通関については、特に執務時間外の通関需要の多い主要港湾を始めとする14官署において執務時間外の通関体制を整備しているところである。 また、これらの官署以外の官署においても、臨時開庁の申請があった場合には、適切に対応することとしている。 2. 一方、臨時開庁手数料については、税関における事務の実態を踏まえた単価の見直しを行い、平成16年4月に1時間あたり7,800円から4,100円に引き下げるとともに、平成15年4月から、構造改革特別区域における特例措置として、通常の手数料額の2分の1を軽減し、本措置については、平成17年4月から全国展開したところである。 3. なお、諸外国の例を見ても、例えば英国、フランス等では、執務時間外に業務を行う場合には手数料が必要とされており、米国では、執務時間内であっても輸入申告を行う場合に一定の手数料を必要とするほか、執務時間外には更に追加的な手数料が必要とされている。	(社)日本経済団体連合会	税関通関業務の24時間365日体制の実施 (臨時開庁手続き・手数料の廃止)	税関業務の24時間365日体制を実施 (臨時開庁手続き及び費用負担の撤廃) すべきである。		企業にとっては、サプライチェーンマネジメントの観点から、物流の効率化が不可欠となっている。現状では、臨時開庁手続きを経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続きや費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコスト増となってしまう。通関の原則24時間365日体制により、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産、物流の整備が促進され、日本国内に立地する工場の競争力が強化される。最近では、東アジアの工場との生産品目による棲み分けが日本の産業の生き残りの手段となっているが、時間単位の調達、生産スケジュールが可能になる。通関需要に応じた臨時開庁という現在の政府の対応では、企業の生産、物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながりにくいため、24時間・365日体制へ移行することにより、日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要である。	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	財務省 関税局	港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00 となっている。 上記時間外に輸出入通関を行う場合は、「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。 いまだ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁手数料は半額(特区は格段に安くなっている)となり、以前よりは緩和されている。	
z11016	財務省	関税法第67条、通関業法第9条	輸出申告又は輸入申告は、貨物を蔵置する場所を管轄する税関官署に対して行う必要がある。また、輸出申告又は輸入申告に際して、仕入書等の関係書類を税関に提出する必要がある。	申告官署:c 電子化:b	申告官署:Ⅰ 電子化:Ⅱ	1. 同一税関管内の税関官署への申告について蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすることについては、円滑な貨物検査に支障を生じ、迅速な通関を阻害するおそれがあることから、基本的には、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署に対して輸出入申告等を行う必要がある。 2. 輸出入申告等の電子化については、従来より、通関情報処理システム (NACCS) を導入し、オンラインによる輸出入申告等の処理を可能とするとともに、税関手続を行うNACCSと関係省庁の手続を行う電算システムとの連携により、関係省庁による許可・承認等の税関への証明・確認を電子的に行うことを可能としてきたところである。 また、平成15年7月からは、利用者が一回の入力・送信で複数の手続を同時に行えるようにするシングルウィンドウ化を実施したところであるが、更に、平成17年には、日本経済団体連合会等からの提言 (「輸出入・港湾諸手続の効率化に関する提言」(平成16年6月22日)) 等を踏まえ、NACCSによる輸入申告1件に対して同時に申請できる関係省庁手続の拡大等を図るとともに、平成17年度関税改正においては、FAL条約の締結等を踏まえた入港手続に係る申請項目の大幅な削減を行い、これに伴うシステム改善を実施したところである。 3. また、輸出入関連書類の電子化については、本年3月に公表した税関業務の業務・システム最適化計画において、Sea-NACCS (海上貨物通関情報処理システム) については平成20年10月に予定しているシステム更改を、Air-NACCS (航空貨物通関情報処理システム) については平成21年度に予定しているシステム更改を契機に、これらのシステムを利用して、インボイス、パッキングリスト等の情報を電子的に提出することを可能とするなど、税関手続全体として電子化を推進するための措置を講ずることとしている。	(社)日本経済団体連合会	税関申告官署の自由化 通関手続きの簡素化、電子化	同一税関申告官署については、蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすべきである。また、輸出入関連書類の電子ファイル化により、簡素化すべきである。		同一税関申告官署が複数存在するため、申告書類の提出や申告書に対する対応などに人手や車などの諸経費等のコストがかかる。また、ペーパーレスによる輸出入業務の簡素化、書類保管の効率化を促進する必要がある。	関税法第67条 通関業法第9条	財務省 関税局 税関業務部 経済産業省	税関への輸出入申告に当たっての申告官署は、申告貨物を蔵地している蔵地場所を管轄する税関官署となっている。また、輸出入申告書、輸出入許可書、納税証明書、インボイス、パッキングリスト、保険証券、原産地証明書、経済産業省の個別許可書などの書類が電子化されておらず、書類保管の効率化が進んでいない。	

* 〔「措置の分類」の凡例〕
a：全国規模で対応、b：全国規模で検討、c：全国規模で対応不可、d：現行制度下で対応可能、e：事実誤認、f：税の減免等に関するもの
**〔「措置の内容」の凡例〕
Ⅰ：法律上の手当てを必要とするもの、Ⅱ：政令上の手当てを必要とするもの、Ⅲ：省令・告示上の手当てを必要とするもの、Ⅳ：訓令又は通達の手当てを必要とするもの

←―― 法・制度所管省庁回答内容							――→ 要望内容							
* **														
管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望事項 (事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z11017	財務省	関税法67条	貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名など必要な事項を税関長に申告し、必要な検査を受けてから、輸入の許可を受けなければならない。	c	-	税関における検査は、関税等の適正な徴収、麻薬・けん銃等の社会悪物品の不正輸入阻止、大量破壊兵器関連物品の不正輸出阻止等のテロ対策等の目的のために行っているものであり、これら検査に生じる検査費用は、輸出入貨物の所有者である輸出入者が当然に負担すべきものである、と考えている。なお、検査にかかる費用は、税関が徴収しているものではなく、輸送・開梱包作業を行う業者に支払っているものである。	(社)日本経済団体連合会	税関検査に係る料金の一部公費負担の導入 [新規]	税関検査目的における密輸防止、麻薬、覚せい剤等の防犯取り締まり目的による検査費用は、輸出入者の申告貨物の税の確定などの為のものとは異なるため税関当局の負担すべきである。		コンテナ貨物全量取り出し検査や、大型X線検査、指定検査場への持込検査など輸送費、開梱包等多大の費用がかかるため。	関税法67条	財務省関税局税関業務部	輸出入貨物に関しての税関検査に係る、輸送費、開梱包費などのすべてが輸出入者負担となっている。
z11018	財務省	通関業法第31条1項、通関業法基本通達31-1、32-1	通関業者は、通関士を通関業務に従事させようとする場合には、それぞれの税関長に届け出て、その者が欠格事由に該当しないこと等の確認を受けなければならない。	b	Ⅳ	一の税関において既に確認を受けた通関士が、他の税関の管内にある同一の通関業者の営業所に異動し、引き続き当該営業所で通関士として通関業務に従事する場合における当該通関士の確認については、従業者の異動 (変更) 届の提出等により行うこととするなど、その手続の簡素化策について平成18年度中に検討することとしたい。	(社)日本経済団体連合会	通関士登録制度における登録の一元化 (自由化) [新規]	通関士の確認登録を一の税関にて受けた者が、他税関管轄の通関営業所の勤務になった場合には、通関士の確認登録申請を免除し、従業者等の異動 (変更) 届を提出することにより、引き続き、通関士として業務に従事できることを認めるべきである。		複数の税関管轄に通関営業所がある場合、定期的な人事異動などで複数の者が通関士登録の解任、新規登録を行うことになり、業務上煩雑な手続きとなっているため。	通関業法第30条1項 通関業法基本通達31-1、32-1	財務省関税局税関通関業務監督官室	現在、通関士の確認登録は一税関ごとに行われる。一税関で確認を受け登録した後、会社の人事異動などで他税関管轄にて業務を行う場合、確認を受けた税関には異動 (解任) 届を提出し、新たな税関には確認登録申請を提出し確認を受けなければならない。